

鳥取県消費者団体等活動支援補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (事業開始の20日前まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

「※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。」

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

「※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。」

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

・額の確定通知を発出しますので、その後に口座振込依頼書を御提出ください。

資料提出・問い合わせ先

生活環境部くらしの安心局消費生活センター
鳥取県米子市末広町294米子コンベンションセンター4階
0859 - 34 - 2760 shohiseikatsu@pref.tottori.jp